

新野洲クリーンセンター建設に係る生活環境影響調査書の 縦覧及び意見書の結果について

新野洲クリーンセンター建設に係る生活環境影響調査書について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第2項及び野洲市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例に基づき実施した縦覧及び意見書の受理結果を報告します。

1. 縦覧について

(1) 縦覧期間 平成25年6月26日～7月25日

(2) 縦覧場所及び縦覧申込結果

市環境課、野洲クリーンセンター、コミュニティしのはら、
大篠原自治会館、竜王町生活安全課 合計3件

2. 意見書について

施設の設置に関し利害関係を有する者は、市長に対し、生活環境の保全の見地から意見書を提出することができます。以下の提出先及び期限内において受理した意見書はありませんでした。

(1) 提出先 市環境課及び野洲クリーンセンター

(2) 提出期限 縦覧期間満了日の翌日から起算して2週間を経過する日
(平成25年6月26日～8月9日まで)

(3) 意見書の受理結果

市環境課 0件

野洲クリーンセンター 0件

3. その他

○都市計画法に基づく縦覧結果について

都市計画法第17条第1項の規定に基づき、大津湖南都市計画都市施設（ごみ処理場）の都市計画決定案について、平成25年7月26日から8月9日まで市都市計画課において縦覧を行った結果、住民及び利害関係人から、縦覧期間満了日までに受理した意見書はありませんでした。

(1) 縦覧場所及び縦覧申込結果

市都市計画課 1件

(2) 意見書の提出先及び受理結果

市都市計画課 0件

裏面あり

○環境審議会（平成 25 年度第 1 回）

新野洲クリーンセンター建設に係る生活環境影響調査結果について審議され、以下の意見を付して事業を進めることが確認されました

（1）開催日 平成 25 年 8 月 28 日 10:00～12:00

（2）開催場所 野洲市役所 本館 3 階第 1 委員会室

（3）意見要旨

- ・ 現施設における底質ダイオキシン類対策の教訓を生かし、環境保全のための措置を確実に実行すること
- ・ 地下水流路の変動など予測が困難な項目については、事後調査などにより継続して確認すること
- ・ 要注目種であるタゴガエルの保全目標を達成するための具体の対応について、その実績や実効性を確認し措置すること
- ・ 施設の重要性や必要性について市民の理解を一層深めるために、わかりやすい情報を積極的に公開するとともに、多くの市民が施設を利用されよう工夫されたい。

以上